

草刈業務共通仕様書

1 適用

この共通仕様書は、かすみがうら市が発注する草刈業務に適用する。

2 現地調査

- (1) 除草作業前に、全線について現地調査を行うこととする。日陰部や岩盤部等で草丈の伸長が少なく除草の必要性が低い箇所、行政区その他の地元住民等により既に除草が実施されている箇所など、除草を必要としない箇所については、施工を省略するものとする。一方、設計区間外であっても、草木等により道路の視距が阻害され、除草の必要があると認められる箇所については、現地状況を確認のうえ、必要に応じて道路課職員と協議し、着手するものとする。
- (2) 測点杭は500m毎で設置すること。(左右設置すること。)また、500m未満の路線については、BP・中間・EPで測点設置すること。

3 現場管理

- (1) 受託者は、作業実施にあたって、事前に工程表を道路課職員に提出し、作業に着手すること。
- (2) 現地調査・測点杭を設置完了後、除草作業は、契約後30日以内に着手すること。
- (3) 実施箇所の報告を作業実施日の朝9時までに道路課職員へ連絡し、遅滞なく速やかに作業を実施すること。
- (4) 除草後の草は、原則としてその日に後片付け及び清掃まで完了させること。
- (5) 除草後の草の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再生資源化施設」に搬入すること。また、処理後すみやかに計量伝票の写しを道路課職員に提出すること。
- (6) 本業務は、肩掛式草刈機により除草作業を実施すること。
- (7) 基本的に除草箇所は路肩指定刈り幅(地面)であるが、カーブ等で路肩の草等が法上からはみ出して通行に支障が出ると判断される箇所については、上空1.5m程度までは除却し、通行車両に支障の無いよう処理すること。
- (8) 本業務受託者であることを明確にするため、社名入り車両等にて確認できるようにすること。
- (9) 除草の際に確認した投棄された空き缶などの廃棄物は放置せず処分すること。
- (10) 出来形(面積・除草処分量)増による設計変更は、原則として行わない。
- (11) 除草作業中は、バリケード・セーフティーコーン・標識などを用いて交通の安全を図ること。特に、交通量の多い幹線道路においては、除草・集草・積込など、作業員・道路通行車などの安全確保のために交通誘導員を配置すること。

4 写真管理・出来形管理

- (1) 着手前・完了後の写真は、同じ位置で撮影して、着手前と比較できるように写真帳を整理すること。なお、完成写真は、除草後に速やかに撮影すること。
- (2) 除草及び集草・積込み・運搬等の作業状況の写真を撮影すること。
- (3) 工事黒板には、次の事項を記載して撮影すること。
・受託業者名 ・業務箇所 ・作業内容 ・測点(BP, No. 1、No. 2、EP等)
- (3) 写真管理は、下記のとおり行うこととする。
 - ① 2km以上の路線について・500m毎(例BP、No. 1、No. 2、EP等)
 - ② 201m～2.0km未満の路線・BP、中間、EP
 - ③ 200m未満の路線について・BP、EP※草の生えていない場合は、その前後で撮影すること。(例：No2+25m)
- (5) 出来形の測定は、ポール・リボンノットで表示して刈幅の写真を撮影すること。(ポール・リボンノットは、作業員が押さえておく)
- (6) 集草した草の運搬にはパッカー車(それ以外は不可)を用い、積み下ろし状況及び処理施設への搬入状況を撮影すること

5 官公庁への手続き

所管の警察署に道路使用許可申請手続きをして、許可を得てから施工すること。なお、道路使用許可書の写しを提出すること。

6 その他

- (1) この仕様書以外については、茨城県土木工事共通仕様書・茨城県土木工事施工管理基準(令和5年4月1日発行の「建設工事必携」)によるものとする。
- (2) 業務委託に係る作業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 作業中に疑義が生じた場合は、道路課職員と協議して解消後に実施すること。